

美術品等の特別利用について

愛媛県美術館の美術品等を閲覧、複写、撮影、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載（以下、「特別利用」）を希望される場合は、下記の手続きが必要です。事前に美術館の担当窓口とご相談ください。

[美術品特別利用取扱要綱（PDF）](#)

【お問い合わせ先：学芸課 089-932-0010】

●特別利用の申請方法について

利用希望日の1か月前までに申請書を提出してください。

申請書の提出にあたっては、記入例をご参照ください。

なお、利用にあたり著作権者の許諾が必要な場合は、著作権者の承諾書（任意）を申請書に添付し、提出してください。

[美術品等特別利用許可申請書（PDF）](#)

[美術品等特別利用許可申請書記入例（PDF）](#)

●特別利用料についての納入及びその減免について

営利を目的とした特別利用をしようとする方からは、以下のとおり納入いただきます。

申請内容について許可となりましたら、当館より許可書と納入通知書を送付いたします。

納入通知書のとおりに特別利用料をお振込みいただき、納入確認ができましたら、ご利用いただけます。

なお、①教育、学術上の調査研究又は啓発のために行う者で、特に認めたもの、②博物館の広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的とする者、③その他、必要と認める場合は、特別利用料が免除となることがあります。

利用区分	特別利用料	
閲覧	1点1回	550円
模写・模造	1点1回	5,500円
撮影・複写	1点1回	5,500円
原版使用	1点1回	5,500円